**A**　**次世代に手渡す良好な環境と景観を守る**

1. 「国立市まちづくり条例」が策定されたことで、市民が開発事業を早い段階でキヤッチできるなどの機能が拡大されました。しかし、それだけで紛争が予防できるとは思えません。市民がどのようなまちづくりを望んでいるか。また、国立市がどのような方針を持っているか。常に明らかにしていくことが重要と考えます。
2. 国立駅南口駅前の複合ビル建設計画が3階建ての低層案になったことは、景観保全を求める多くの市民の意見を取り入れたことと評価したい。旧国立駅舎の復元とあわせ、国立らしい良好な環境を守るまちづくりを進めていくために、引き続き市民参加によるまちづくりに努めていただきたい。
3. 国立市に合った持続可能な自然エネルギー（太陽光・太陽熱・小水力・風力など）の検討を積極的に進め、公共施設の建て替えまたは改修時には太陽光発電システムを優先的に設置、省エネ化に努める。また、定期的に「地域エネルギービジョン懇談会」を開催し市民活動を支援する。
4. 府中用水の通年通水を実現するためには、多くの地域住民の声を国に届けることが有効と聞いています。市民と行政がともに力を合わせ行動できるよう、場の設定と近隣市への呼びかけをお願いしたい。
5. 生活環境の安全を守るため、水・土壌・大気・農産物の放射能測定を継続していく。

また、市内の産業廃棄物業者に関する情報を、東京都の管轄とするのでなく、基礎自治体としても情報提供を求め市民に公開する。

1. 緑地や空地が減少する中、ますます地下水保全が難しくなっています。雨水タンクの配布など評価できる施策もありますが、制度として地下水を公水として位置づけておくことが肝心です。
2. 市役所庁舎をはじめ市内公共施設、学校においても積極的に石鹸使用をすすめる。
3. 家庭ごみ有料化の提案については、市民的関心や議論がまだまだ希薄であると感じます。提案から１年、これからが市民と共に内容を検討する時です。容器包装プラスチックを有料化することは、EPRの促進に逆行すると考えます。有料化でごみ減量の成果をあげるには、市民がさまざまなアイデアを出し合い、それが実現していくことで市民全体の意識が高まります。
4. さくら通りの改修事業が進められていますが、街路樹保全について、市民や専門家から沢山の提案があったことが、ほとんど生かされていないことは残念です。住民参加型道づくりについて再考をお願いしたい。

**B　市民協働でまちの賑わいをつくる**

1. 都市計画道路３・４・10号線等駅周辺の整備工事の進捗状況や今後の進め方について、市民へ分かりやすい情報提供を行う。また、駅舎復元が可能となった今、広場構想を活かした駅周辺まちづくりに子どもたちも参加できるよう工夫する。
2. 富士見台地域のまちづくりに関しては、若い世代をより多く呼び込むために富士見台団地の建て替えを含む周辺地域の再生を早急に進める必要がある。再生計画にあたっては、地域住民のみでなく全市民に広く情報を提供し、市民参加で実施していくことが新しい息吹を吹き込む施策となる。
3. 建て替え中の矢川団地について、当該住民だけでなく広く市民に進捗状況を伝える。

「矢川公共用地活用」の子ども関連施設を主とした計画には概ね賛成だが、現状では樹木が少なく、道路にはガードレールが張り巡らされているありさま、景観と緑の創出の観点から計画を見直す必要がある。

1. 国立市内の空き家、空き店舗の実態調査の結果を踏まえ、具体的に利活用できるものについて公表する。市は活動を担う市民と協議し支援する。
2. 地域防災センター等の畳の和室について、高齢化に伴い座ることが困難な人が増え、床をフローリングにして椅子を使用したいとの声が多く寄せられている。

**C　子どもの健やかな成長を守る**

① 「子どもの権利条約」に則った「国立市子どもの権利条例」を制定し、「子どもの人

権オンブズパーソン」を設置する。

② いじめ・不登校そのほか学校での児童・生徒に関するさまざまな問題に対応するため、専任のスクールカウンセラーまたはスクールソーシャルワーカーを全校に常駐させ、教職員と対等の立場で活動することが望ましい。また現場を経験している教育カウンセラー・ガイダンスカウンセラーの任用も検討する。

　　 　特に校長経験者等天下り配置はやめ、真に現場の声に耳を傾け学級運営がスムーズに行く研修を公費でできるようにする。

③ 学校以外でも子どもが相談できるしくみ（チャイルドラインなど）の情報を広めるとともに、杉並区等の事例を参考に相談事業に関わる団体の活動を支援する。

④ 貧困による教育格差をなくすために、児童生徒の実態調査をおこない、放課後等の公的な学習支援を積極的に行い、市報等で地域の人材活用も進める。

⑤ 児童・生徒の居場所づくりを充実させる。「子ども食堂」などの新たな取り組みが各

地域で進むよう、NPOや民間団体を支援する。

⑥ プレーパークは、城山公園のほか、全市の児童・生徒が通える場所にも設置できるよ

うNPOや地域の保護者に協力をもとめ、実施していく。地域により子どもがいける場

所がない。実態調査をして、北・西・東地区の子どもたちが、徒歩や自転車で行ける

場所にプレーパークを作っていく長期計画を立てる。

⑦ さまざまな障がいを持つ子どもが切れ目のない支援を受ける中で成長ができるよう

に、乳幼児から学齢期さらに若者に至るまでの支援体制とネットワークづくりを進め

る。近年増加傾向にある発達障がいを持つ児童生徒のための放課後デイサービスの市

内事業所の実態調査をし、十分な指導ができるよう公的な支援も考慮する。

⑧ 若い世代のデートDVや性感染症が増加している現状を踏まえ、中学校や必要に応じ

て小学校高学年においても、リプロダクティブ・ヘルツ、ライツ（性と生殖に関する

健康と権利）の視点から専門的な外部講師等を招くなど、適切な人権教育を行う。

⑨ HPVワクチン（子宮頸がんワクチン）については、重篤な副反応被害が報告されてい

る現状を鑑み、国に引き続き積極的勧奨中止を求めると共に、接種後年月を経てから

突然発症することがあるため、継続して接種者全員の追跡調査を行う。また教育現場

では、効果とリスクに関する公正で十分な情報提供を保護者に対しても引き続き行

う。

⑩ 老朽化した学校給食センターの大規模改修と建て替えが検討されているが、防災や食

の安全、食教育、地域コミュニティの観点から、今改めて自校式への転換を市民全体

の問題として検討することを提案する。保護者参加の学校給食センター運営審議会、

物資納入選定委員会、献立作成委員会のこれまでの歴史と実績を踏まえ、保護者の意

見を十分に聞き、財政面だけでの結論は出さない。

⑪ 小中学校・保育園の給食提供にあたっては、食品放射能測定と情報公開を継続し、引

き続き放射能汚染のない食材の調達、国産、無添加、非遺伝子組み換え、無農薬・減

農薬にこだわる厳しい基準を堅持する。

**D　若者（１５歳～３９歳）を支援し、持続可能な地域をつくる**

①さまざまな事情により社会参加の難しい若者に対し、安定的・継続的な支援をおこなえる「若者支援」に特化した窓口を作り、担当を配置する。

②立川市等の「若者サポートステーション」と連携し、若者の就労支援、定着のための労働相談ができる体制をつくる。

③不登校生徒や、ひきこもりの生徒の実態調査をし、早期発見・指導ができる仕組みを作る。東京都の「引きこもり対策」の制度を利用し連携をはかるとともに、専門性のある団体へ事業委託をする。

**E　女性の人権と平和を守る**

1. 国立市第５次男女平等推進計画の進捗状況の点検評価をする中で、すべての女性施策の基本理念として、「男女平等推進条例」の策定をすすめる。
2. 現在行われている女性支援・DV被害者支援をさらに充実させる。女性が相談しやすいよう女性が担当するワンストップの窓口を設置する。
3. DV被害者のシェルターに関し財政的支援の増額されたことを評価します。今後もシェルター運営の現状のヒアリングを進め、広域的な連携に努める。
4. 災害時の避難所には運営リーダーとして必ず女性職員又は地域の女性リーダーを配置すること。避難所での二次被害を避けるために、日ごろの訓練時から女性リーダーの育成に引き続き努める。
5. ひとり親家庭への孤立や生活困窮に対する支援が重要だが、国立市のひとり親家庭ホームヘルプサービス派遣事業の単価は長年見直しがされていない。安心できるサービスを提供するため、適切な価格を設定し事業の継続を図る。
6. 平和施策に関し、「くにたち桜会」の方々からの被ばく体験を聞く事業を小中学校にも広げ、平和の大切さを子どもたちも体験する。青少年育成基金を活用しての広島市への派遣事業を継続し、広島に行った子どもたちによる発表の場を各学校でも行う。

**F　誰もが自分らしく暮らす**

1. 地域のさまざまな課題に取り組むため、CSW（コミュニティーソーシャルワーカー）の人数を増やし、積極的な活動を支援し、市民にその活動が見えるよう努める。
2. 医療と介護の連携といっても、担う医師が不足している在宅医療の現実がある。在宅医療を支える医師を増やすためには、国立医師会としての取り組みが不可欠であり、10年先を見据えた仕組みづくりを進めるよう支援する。
3. 介護予防・日常生活支援総合事業では、多様なサービスに、市民自らが主体となって関われるしくみづくりが求められている。そのためには、新総合事業について、もっと市民が知る機会を提供する必要がある。各種ボランティア団体や市民活動団体、施設、医療機関等、市の情報をわかりやすく公開し、ネットワークづくりに取り組む。
4. 介護予防については、高齢者の体操教室や居場所づくりを行っている市民団体へは、場所の提供の支援を行う。誰もが各団体の活動内容を知ることができるよう、わかりやすい広報を工夫すること。
5. 在宅介護のケアラー同士の情報交換会の場を増やし、ケアラーが孤立感を抱えず、地域で地域の人を支えあえる市独自の施策をすすめる。「在宅ケアを考える会」「認知症家族の会」「高次能機能障がい者と家族の会」など市民グループへの支援を行い、新しく参加したい人への情報を提供する。
6. 経済的事情で介護保険を利用できない人の実態を把握して、就労相談や支援をするしくみをつくる。
7. 一人暮らしの高齢者等、孤立した食事をしている人に対しては、定期的に「共に食べる」場を各地域に増やしていく。高齢者食事サービスについては定期的な食事会を行い、利用者のニーズを把握し、食事・見守りサービスの質の向上につとめる。
8. 障がい者の雇用促進に向けて、市内企業が障がい者法定雇用率を守っているかを把握し達成している企業の事例等公表して、障がい者の雇用促進をすすめる。
9. 地域公共交通会議において、コミュニティーワゴンの事務事業評価を行い、地域の福祉有償運送の活用を具体的にすすめる。
10. 大きな災害が万一起きた場合のためにも、東京都多摩障がい者スポーツセンターを災害時の二次避難所となるよう市と協定を結ぶことをさらに進める。